

(仮称) 白島沖着床式洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年2月

株式会社グローバル

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見と 事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年12月17日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

・令和元年12月17日（火）付の西日本新聞（朝刊）に公告を掲載した。（別紙1参照）

② ホームページへの掲載

・北九州市及び事業者のホームページへ掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎4箇所、及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎

- ・北九州市環境局環境監視課（小倉北区城内1-1）
- ・若松区役所島郷出張所（若松区鴨生田2-1-1）
- ・若松区役所総務企画課（若松区浜町1-1-1）
- ・北九州市立文書館（小倉北区大手町11-5）

② ホームページへの掲載

- ・北九州市ホームページ（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>）
- ・事業者ホームページ（<https://g-local.co.jp/assessment/>）

(4) 縦覧期間

令和元年12月17日（火）から令和2年1月23日（木）までとした。

縦覧時間として、自治体庁舎等においては、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時とした。

ホームページにおける電子縦覧については、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数は、2名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

環境監視課	1名
島郷出張所	1名
若松区役所	0名
文書館	0名

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和2年1月10日（金） 午後6時30分から8時

開催場所：北九州市立若松市民会館（北九州市若松区本町3-13-1）

来場者数：20名

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年12月17日（火）～令和2年2月6日（木）まで（当日消印有効）

(2) 意見書の提出方法

① 事業者への郵送による書面の提出

(別紙2 参照)

② 電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表-1 住民等からの意見の概要及び事業者の見解 (1)

1. 動物 (コウモリ類)

NO.	意見	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見については要約せず、全文を公開します。
2	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下の弱風時においてブレードが回転する機種か?	カットイン風速以下の弱風時においてブレードは、回転しません。
3	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できる機種か?	カットイン風速は任意に変更できます。
4	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できる機種か?	フェザリングはできます。
5	■5. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Repot, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher,2010	ご意見を参考にしながら、必要に応じて保全措置を検討いたします。
6	■6. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	重要種、重要種以外の区別なく、前述のご意見を参考にしながら、必要に応じて保全措置を検討する方針です。
7	■7. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	バットストライクに係る予測については、国内外の最新知見を収集し、専門家からアドバイスを受ける方針ですが、必要に応じて、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を検討します。
8	■8. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	コウモリの音声解析を実施する場合には、ご意見の通り、無理に種名を確定せず、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについて調査結果をとりまとめます。

9	<p>■9. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかっていきます。</p>
10	<p>■10. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。 よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>
11	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>
12	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、不適切2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>
13	<p>■13.環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「株式会社グローバル」及び委託先の「海洋エンジニアリング株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>ご意見の内容も含め、引き続き新たな知見の収集に努め、現地調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図っていきます。</p>
14	<p>■14. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令(第二十八条)によれば、環境保全措置は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減す</p>

		<p>ること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置とされている。</p> <p>また、同省令（第二十八条第二項）では、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討するものとなっている。</p>
15	<p>■15. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令（第三十一条）によれば、事後調査は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査とされている。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</p>
16	<p>■16. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>ご意見の通り、理解しております。</p>
17	<p>■17. 事後調査は信用できない コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>事後調査は、最新の科学的知見や専門家の意見を参考に実施可能な範囲で計画します。</p>
18	<p>■18. 事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。</p>	<p>事後調査は、ご意見を参考に、必要に応じで実施可能な範囲で計画します。</p>

表-2 住民等からの意見の概要及び事業者の見解 (2)

2.動物 (コウモリ類)

NO.	意見	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、海洋上を飛翔するコウモリ類が複数例確認されていることは、コウモリ類の研究者には周知の事実である。従って、洋上風力においても不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意見については要約致しません。</p>
2	<p>1. 5-23 の「a.洋上観察調査」において、「コウモリの生息場所の可能性について、白島の断崖などを洋上から目視観察する」と記述されているが、コウモリは夜行性であり飛翔する動物である。夜間の洋上からどのようにしてコウモリを観察するのか、具体的な時間帯や使用する調査機材の特性を記載すること。</p>	<p>夜間については、日没後、赤外線ビデオカメラ等を用いてコウモリを観測する予定です。調査日に応じて具体的な時間帯や使用する調査機材の特性を準備書に記載致します。</p>
3	<p>2. 5-23 の「a.洋上観察調査」において、「可能であれば、島内にバットディテクターを設置し観察・記録を行う」と記述されているが、本事業においては必ずバットディテクターでの音声録音による飛翔状況調査を実施しなければ、環境影響評価とは言えない。</p>	<p>福岡県の調査許可を得てバットディテクターでの音声録音による飛翔状況調査を予定します。</p>
4	<p>3. 5-26 の図にある「コウモリ測線」は何なのか、また、どのような調査を実施するのか、なぜ、対象事業実施区域の調査を行わないのか理由を述べること。</p>	<p>コウモリ測線は、ねぐらとなりそうな洞窟や亀裂を把握するための調査測線です。事業実施区域においても調査を行う予定です。</p>
5	<p>4. 5-38 の「コウモリ専門家ヒアリング」において、「白島についてはコウモリのデータがないので、いるかどうかは現地調査をしてみないとわからない」、「必要に応じて県から許可を取り、ネットで捕獲する方法がある」との意見に対して、事業者は「助言に従い、コウモリの現地調査を行う。コウモリが確認された場合には、影響について予測・評価を行う」と述べているが、本方法書に捕獲調査の実施が記載されていない。捕獲調査の実施(春季・夏季)を記載すること。</p>	<p>捕獲調査については、白島にて春季と夏季に捕獲調査を行う予定なので、記載致します。</p>
6	<p>5. 5-38 の「財団法人調査員」が述べた「ネット」とは通常「かすみ網」であり「捕虫網」で飛翔しているコウモリは捕獲できない。さらにかすみ網の使用に際しては県ではなく環境省の許可が必要である。</p>	<p>捕獲調査については、かすみ網等を使用する予定です。また、使用に際しては環境省から許可を得る予定です。</p>
7	<p>6. 今後は別のコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、洋上におけるコウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を用い、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p> <p>以上</p>	<p>ご意見の通り、複数の専門家から指導を仰ぎ、適切に環境影響評価を進めていきます。</p>

表-3 住民等からの意見の概要及び事業者の見解 (3)

3.鳥類

NO.	意見	事業者の見解
1	<p>1. はじめに(事業計画について) 配慮書に対する当支部からの意見でも述べたように、希少な鳥類が多く生息し、北九州市内では類のない生物多様性の高い島嶼地域として重要な白島に近接して計画される本事業は、生息する鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあり、野生生物との共存を図る「第2次北九州市生物多様性戦略」から逸脱する計画と言わざるを得ない。白島で繁殖および越冬する鳥類に影響を及ぼす前に、早々に事業計画の見直し、もしくは対象事業実施区域の大幅な変更を行うべきである。</p>	<p>自然との共生を図りながら、可能な限り鳥類の影響を回避・低減できるよう検討していきます。</p>
2	<p>1)表 4. 3-6 重要な鳥類への環境影響要因 方法書において、風車へのバードストライクの可能性がないとしている種については、一時的であっても影響(移動経路の遮断・阻害)が生じるのであれば、特に悪天候時にそのことでバードストライクを生じさせる可能性があることから、安易に影響がないと決めつけるべきではない。 また、カラスバトについては、表 5. 3-1 専門家へのヒアリングによって「島嶼間の洋上を移動する事例もある」とのこと、さらに配慮書に対する当支部からの意見でも述べているように、移動経路の遮断・阻害とバードストライクの可能性があるとするべきである。</p>	<p>事業実施区域において洋上定点調査により、男島-女島周辺の鳥の飛翔ルート、飛翔高度を確認し、移動経路の遮断やバードストライクの可能性も検討致します。</p>
3	<p>2)表 4. 3-8 バードストライクの計算結果 そもそも一施設当たりの、衝突確率が何羽以下であれば影響が軽微であるという基準は一切論じられたことは無く、あくまでも事業者独自の見解である。計算係数の回避率についても、環境省の手引きからミサゴ 95%、オオミズナギドリ 87%としているが、白島西側においては事業実施区域とミサゴ、オオミズナギドリの行動の関係から、この回避率が適切とは考えられない。 さらに、日本国内に生息する鳥類の個体群に対して回避率を算出した報告事例が無いことや、回避率は立地環境や気象に大きく影響を受ける(※「鳥類衝突リスクモデルによる風力発電影響評価～竹内 亨」)ことから、この計算は白島のミサゴとオオミズナギドリには当てはまらない。いかにもバードストライクの確率・衝突数が極めて小さいことを印象付けるための計算といえる。</p>	<p>バードストライクの計算については、現地の観測結果、最新の知見の収集、専門家から助言を受けながら、可能な限り精度を高める方針です。</p>
4	<p>3)表 5. 1-3 環境要素毎の地域特性の概要 「ハチクマ等の渡りの経路については陸沿いにあり、事業実施区域から外れていると推定された」について 渡り鳥について環境省のセンシティブティマップを参考事例としたうえで、事業実施区域を通過するルートが確認されていないとのことだが、それは単に環境省でこれまでそのようなデータをとれていないだけであり、渡りルートがないと断言できるものではない。それは当支部の配慮書に対する意見でも裏付けられる。配慮書に対する意見を真摯に受け止めるべきである。</p>	<p>3) 渡りの時期においても現地調査を実施し、渡りの有無を確認する予定です。</p>
5	<p>4)表 5. 2-5、2-6、2-7 動物(鳥類)に係わる調査、予測、および評価手法 国内では、沖合に風力発電施設を設置した場合に発生する環境影響に関する知見がほとんど少ない状況の中であっても、経済産業省が作成した陸上発電施設向けの「発電所アセスの手引き」に従った調査方法は、少なくとも海鳥に対しては適切ではない。知見の多い海外の洋上風力発電計画に対する海鳥調査を参考にし、実施する必要がある(以下参照)。 〈海外の洋上風力発電計画に対する海鳥調査の考え方〉 (A. d. Fox et al 2006. I. M. D. Maclean et al 2009)</p>	<p>4) ご意見にある海外調査の考え方を参考にして、過去のデータを利用しつつ、実施可能な範囲で現地調査を実施する方針です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を通して十分長い期間を確保し、一時期(春と秋のみなど)に集中させない。 ・最低2年間以上 ・船舶は年12回以上(年間を通じて毎月実施) ・季節的な最大個体数を特定(生息地放棄を評価) ・平均個体数を特定できるよう十分な調査頻度を確保 ・季節的環境利用パターンを特定 	
6	<p>以上、この度の方法書においては、不十分な調査方法、不適切な認識があるため白島の鳥類の実態を把握することは不可能であると考えます。また、貴社の判断によって海外における調査方法を参考にされ、綿密な調査を行えば、ますます鳥類への重大な影響を認識することになる。そのため、早々の事業計画の見直し、もしくは大幅な事業実施区域の変更をあらためて求める。以上</p>	<p>頂いたご意見を参考にしながら、現地調査により鳥類の飛翔行動を確認し、影響を予測・評価したうえで、実施可能な範囲で回避・低減すべく環境保全措置を検討していく方針です。</p>

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)白島沖着床式洋上風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社グローカー

代表者の氏名 代表取締役奥原征一郎

事業所の所在地 広島県呉市中通2丁目6-6

二、対象事業の名称 (仮称)白島沖着床式洋上風力発電事業

種類 風力発電所設置事業(洋上)

規模 発電設備出力最大9900キロワット

三、対象事業実施区域 福岡県北九州市白島沖合

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福岡県北九州市

五、縦覧の場所・時間 北九州市環境局環境監視部環境監視課(北九州市役所10F)、北九州市若松区役所総務企画課、北九州市若松区役

所島郷出張所、北九州市立文書館(小倉北区大手町)

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://g-local.co.jp/assessment/>

期間 令和元年12月17日(火)から

令和2年1月23日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地か

らからのご意見をお持ちの方は、書面に方法書の名称、住所・氏名・

意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和2年2月6日(木)

までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

北九州市立若松市民会館(北九州市若松区本町3丁目13-1)

令和2年1月10日(金) 18時30分より

八、問い合わせ先 株式会社グローカー

〒737-0046 広島県呉市中通2丁目6-6

TEL(0823)21-6660 (担当)杉野

「西日本新聞」(令和元年12月17日版)における公告内容

